

# PAY.JP Platform (Marketplace) プラットフォーマー利用規約

本 PAY.JP Platform (Marketplace) プラットフォーマー利用規約（以下「本規約」といいます。）は、プラットフォーマー（以下「プラットフォーマー」といいます。）が提供するプラットフォーム（以下「PF」といいます。）の決済機能を PAY 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するにあたり、プラットフォーマーと当社の間で必要な事項を定めることを目的とします。

## 第 1 条 総則

1. PAY.JP Platform（以下「本サービス」といいます。）とは、プラットフォーマーが運営する PF の加盟店（以下「PF 加盟店」といいます。）が、PF 加盟店の顧客に対し商品の販売又は役務の提供（以下「商品の販売」といいます。）を行うにあたっての代金の決済を、当社が提供する商品代金債権に関する決済手段の提供を主たる内容とするクレジットカード決済サービス「PAY.JP」（以下「PAY.JP」といいます。）を通じて行うにあたり、当社が集金した金額から、プラットフォーマーに対しては PF のサービス手数料（商品の販売代金に一定割合を乗じて金額が決定されるものに限ります。以下「PF サービス手数料」といいます。）を支払い、また、PF 加盟店に対しては決済金額から PF サービス手数料と PAY.JP 加盟店利用規約（以下「PAY.JP 加盟店利用規約」といいます。）第 6 条に基づく利用料金を控除した金額を支払うサービスをいいます。
2. プラットフォーマーは、当社が本サービスのみを提供するものであること、PAY.JP を利用して締結される商品の販売契約（以下「販売契約」といいます。）の当事者は PF 加盟店と購入者であること、及び当社が販売契約について一切の責任を負わないことに予め同意するものとします。
3. 当社が当社のウェブサイト上で隨時掲載する本サービスに関するルール、諸規定（提携事業者の規約を含む）等は本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条 本サービスの申込み

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、当社の定める情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で提供することにより、本サービスの利用を申し込むことができます。
2. 申込みは、必ず本サービスを利用する者自身が行うものとします。また、登録希望者は申込みの際に、真実、正確かつ最新の登録情報を当社に提供しなければなりません。登録情報に変更があった場合も同様とします。登録情報が真実、正確又は最新でないことによって生じた一切の損害、損失は登録希望者の負担とします。
3. 登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は登録を拒否することがあります。
  - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
  - (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
  - (5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断します。当社が登録を認めた後にプラットフォーマーが本サービスを利用した時点で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）が当社とプラットフォーマーとの間で成立するものとします。なお、当社は、登録希望者の登録を認めない場合、その理由を説明する義務を負わないものとします。

## 第3条 パスワード及びユーザーIDの管理

1. プラットフォーマーは、自己の責任において、自己のパスワード及びユーザーIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はプラットフォーマーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. プラットフォーマーは、パスワード又はユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
4. プラットフォーマーは第三者に予想されやすいパスワードを設定してはならないものとし、当社が別途指示する条件を満たすパスワードを設定するものとします。

#### 第4条 本サービスの利用

1. プラットフォーマーは、利用契約の有効期間中、本規約の目的の範囲内かつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用できるものとします。プラットフォーマーは、本サービスにつき、再許諾、貸与その他の処分をしてはならないものとします。
2. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、プラットフォーマーの費用と責任において行うものとします。
3. プラットフォーマーは、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

#### 第5条 プラットフォーム決済利用料金

プラットフォーマーは、本サービスの利用の対価として、料金表に定められた利

用料金を次条に定める方法で支払うものとします。

## 第6条 プラットフォーマーに対する支払い

1. 当社は、プラットフォーマーに対し、本条第7項に基づき受領したPFサービス手数料から前条の利用料金を控除した金額の支払いを行うことができるものとします。控除された金額は利用料金に充当されるものとします。
2. 当社からプラットフォーマーに対して支払いを行う場合、当社は、プラットフォーマーから指定があり、かつ、プラットフォーマーに対する支払いを行う口座として適切であると当社が認めた口座（以下「指定口座」といいます。）に対して、プラットフォーマーの指定するいずれかの時期に支払いを行うものとします。
  - (1) 各月の末日で締め、当該締め日の属する月の翌月末日までに支払いを行う
  - (2) 各月の15日及び末日で締め、15日締めの支払いについては当該締日の属する月の末日までに、末締めの支払いについては当該締日の属する月の翌月15日までに支払いを行う

但し、当社は、PFサービス手数料の総額が1万円未満の場合、プラットフォーマーへの支払いを次月以降へ繰り延べることができるものとします。
3. プラットフォーマーは、自らの名義以外の口座を指定口座として指定することはできないものとします。プラットフォーマーから指定された口座に対して支払いを行うことにより、当社のプラットフォーマーに対する支払債務は消滅するものとし、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定した場合でも同様とします。プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことによりプラットフォーマーに発生した損害について当社は一切の責任を負わず、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことにより発生する振込組戻手数料その他一切の費用は、プラット

フォーマーが負担するものとします。

4. 本条第 2 項の規定にかかわらず、当社が別途認めた場合、プラットフォーマーは、本条第 2 項に定める期限に支払いを受けるのではなく、自らが支払いを請求する時期を選ぶことができるものとします。この場合、プラットフォーマーは当社が別途定める条件を満たした場合に支払いを請求することができるものとし、当社は、当該支払いの請求があった日の属する月の末日で締め、当該月の翌月末日までに支払いを行うものとします。
5. 前三項の支払いにかかる振込手数料その他支払に必要な費用はプラットフォーマーの負担とします。
6. 本条第 2 項乃至第 4 項の規定にかかわらず、PF 加盟店と購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失うことが予想される場合、提携事業者（クレジットカード会社、決済代行業者等の決済に関する機能を提供する業務を営む事業者であり、当社と提携関係にある者を意味し、以下同じとします。）が定めるチャージバックその他の提携事業者が定める当社に対する支払いの拒絶又は返還事由の発生が予想される場合、債権譲渡契約（PAY.JP 加盟店利用規約第 7 条第 6 項に定義される「債権譲渡契約」と同義であり、以下同じとします。）の効力が本条第 9 項の規定により失われる可能性があると当社が合理的に判断した場合、その他の当社がプラットフォーマーに対する支払いを留保することにつき合理的な理由が存在する場合、当該理由が解消されるまで当社は当社の裁量によりプラットフォーマーに対する支払いを留保することができ、プラットフォーマーは予めこれに同意するものとします。当社は、本項に定める措置によりプラットフォーマーに生じた損害に関し、一切責任を負いません。
7. プラットフォーマーは、PF 加盟店からプラットフォーマーに対して支払われる PF サービス手数料を、当社が受領することに同意します。

8. 当社は、PF サービス手数料を本条第 2 項又は本条第 4 項に定める日付に同項に定めるプラットフォーマーの指定する金融機関の口座に振込むものとします。
9. PF 加盟店と購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合その他当社が PF 加盟店に対して合理的な理由を示した場合、債権譲渡契約は直ちにかつ遡及的に効力を失うものとし、プラットフォーマーは、直ちに当該販売契約に関連して当社がプラットフォーマーに対して支払った金額を返金しなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量で当該返金等の額を、プラットフォーマーに対して支払われるべき金額から控除することができるものとします。
10. システムのトラブル等により、本条に定める期限までに支払いを行うことができない場合、当社は、速やかに支払いを行うよう努めるものとします。
11. 本条第 2 項に定める繰り延べが開始されてから 1 年間が経過した場合、又は本条第 4 項に定めるプラットフォーマーが支払いを請求することができるようになった時点から 1 年間が経過し、当社が支払い請求を行うよう通知したにもかかわらず、プラットフォーマーからの支払い請求がない場合、当社は指定口座に振込む方法により支払います。なお、本項に基づき、当社が振込手続を行ったにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由なく振込みが正常に完了しない場合又は振込額が 1,000 円に満たない場合、当社は、プラットフォーマーが、当該支払いに係る支払請求権を放棄したとみなすことができるものとし、プラットフォーマーの当該支払いを請求することができる権利は消滅するものとします。また、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことによりプラットフォーマーに発生した損害について当社は一切の責任を負わず、プラットフォーマーが指定口座を誤って指定したことにより発生する振込組戻手数料その他一切の費用は、プラットフォーマーが負担するものとします。

## 第 7 条 PF 加盟店の取扱い

1. 当社は、PF 加盟店が有効に PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約に同意した場合にのみ、PF 加盟店が本サービスを利用することを認めます。
2. 当社は、PF 加盟店が有効に PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約に同意したものとみなして取り扱うものとし、PF 加盟店の PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約への同意に関して紛争が生じた場合、プラットフォーマーの責任と費用で解決するものとします。
3. プラットフォーマーは、PF 加盟店に関する情報、PF サービス手数料の率その他当社が求める情報を当社が定める方法で随時提供しなければなりません。この場合、プラットフォーマーは、真実、正確かつ最新の登録情報を当社に提供しなければなりません。登録情報が真実、正確又は最新でないことによって生じた一切の紛争はプラットフォーマーが自らの費用と責任において解決するものとします。
4. プラットフォーマーは、PF 加盟店が同意することとなる PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約の内容を十分に理解し、同意させなければならぬるものとします。
5. 当社は、PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約に基づき PF 加盟店を取り扱うものとします。当社が PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約、各提携事業者利用規約、法令及び慣習に基づき PF 加盟店を取り扱ったことにより、プラットフォーマーに損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 当社は、当社が定める手続により PF 加盟店を審査できるものとします。当社が PF 加盟店の登録を認めない（登録後登録を取り消した場合を含み

ます。) 場合、これによってプラットフォーマー及び PF 加盟店に生じた損害について当社は何ら説明する義務を負わず、また、その理由を説明する義務を負わないものとします。

7. プラットフォーマーは、PF 加盟店のテナントを管理するものとし、PF 加盟店において PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約及び各提携事業者利用規約に違反する事実が生じた場合は直ちに当社に報告するものとする。当該管理はプラットフォーマーの責任において行うものとし、当該管理に関してプラットフォーマーと PF 加盟店その他の第三者との間に紛争が生じた場合、プラットフォーマーの費用と責任において解決するものとします。
8. 当社とプラットフォーマーの利用契約が終了した場合であっても、当社は PF 加盟店の契約関係を維持することができ、当社は PF 加盟店に関する情報を保持することができます。

## 第 8 条 PF 加盟店に対する支払い

1. 当社は、PF 加盟店に対し、PF 加盟店と購入者間の販売契約に基づき支払われる金額から、PF サービス手数料及び PAY.JP 加盟店利用規約第 6 条に基づく利用料金を控除した金額（以下「PF 加盟店支払金額」といいます。）を、PAY.JP 加盟店利用規約に基づき支払うことができるものとします。
2. 当社は、前項の PF 加盟店に対する支払いに代えて、プラットフォーマーに対して PF 加盟店支払金額を支払うことができるものとし、当社がプラットフォーマーの指定する口座に振り込んだ時点で当社の PF 加盟店に対する支払債務は消滅するものとします。
3. 当社の PF 加盟店に対する支払いの繰り延べが開始されてから 1 年間が経過し、当社が PF 加盟店に対し強制振込を行おうとしたにもかかわらず、PF 加盟店の振込口座の指定の誤りその他の事由により返金することができない場合、当社は PF 加盟店に対して支払うべき売上金をプラットフォ

ーマーに対しプラットフォーマーの指定する口座に振り込む方法で支払うことができるものとし、当社がプラットフォーマーの指定する口座に振り込んだ時点で当社の PF 加盟店に対する支払債務は消滅するものとします。

## 第 9 条 PF 加盟店に対する請求

1. PF 加盟店は、PF 加盟店と購入者間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合その他当社が PF 加盟店に対して合理的な理由を示した場合、債権譲渡契約は直ちにかつ遡及的に効力を失うものとし、直ちに当該販売契約に関連して当社が PF 加盟店に対して支払った金額を当社に返金しなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量で、当該返金等の額を PF 加盟店に対して支払われるべき金額から控除することができるものとします。
2. 前項に該当する場合、プラットフォーマーは、当社に対して、PF 加盟店に対して支払われるべき金額から当社が控除することができなかった金額を支払わなければなりません。この場合、当社は、当社の裁量で当該返金等の額を、プラットフォーマーに対して支払われるべき金額から控除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の場合において、PF 加盟店及びプラットフォーマーのいずれかに返金請求等をするかについて、自由に選択できるものとします。

## 第 10 条 報告義務

1. プラットフォーマーは、本サービスの利用状況、PAY.JP 加盟店利用規約、PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約、各提携事業者利用規約の遵守状況その他に関して当社が指定する事項について、当社の請求があるときはいつでも、当社の指定する方法で報告を行わなければならないものとします。
2. 前項に定める報告の内容が真実又は正確でなかった場合には、プラットフォーマーは当社に対し当社がこれにより被った一切の損害（弁護士費

用を含みます。) 及び損失を賠償又は補償するとともに、当社はプラットフォーマーに通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

#### 第 11 条 EMV3D セキュアサービスの利用条件等

1. プラットフォーマーは、本条及び次条の定めに従い、EMV3D セキュアサービスを利用できるものとします。
2. プラットフォーマーは、購入者が利用したクレジットカードを発行したクレジットカード会社によって、EMV3D セキュアサービスを利用することができるクレジットカード会社と利用することができないクレジットカード会社があることを認識の上、EMV3D セキュアサービスを利用するものとします。EMV3D セキュアサービスを利用できるクレジットカード会社（以下本条及び次条において単に「カード会社」といいます。）は、別途当社が加盟店に対して通知又は当社のホームページ等において公表するものとします。
3. EMV3D セキュアサービスに必要な購入者の属性情報は、カード番号、カード有効期限等のカード券面記載情報（以下「必須情報」といいます。）及びカード会社が購入者に付与したカード会社所定の ID 番号（以下「認証 ID」といいます。）とします。
4. 当社は、加盟店から売上承認の依頼があったときは、カード会社に対し、前項により購入者から収集した必須情報とともに認証 ID を照会し、カード会社は、必須情報に基づき認証 ID をカード会社が保有する購入者の情報と照合し、一致又は不一致の確認を行い、クレジットカードによる売上承認又は不承認通知とともに、一致又は不一致の事実を当社に通知し、当社はこれを加盟店に通知するものとします。
5. プラットフォーマーは、以下の各号に定める事項を予め承諾するものとします。
  - (1) カード会社及び当社は、前項の一致又は不一致の事実により、当

該購入者がクレジットカードの正当な所持人であるか否かを認定するものではないこと。

- (2) 前項の一致の事実の通知を受けたとしても、それが正当なカード売上を担保するものではないこと。
- (3) プラットフォーマーは自己の責任で購入者に対して EMV3D セキュアサービスの提供を行うか否かを決定すること。
- (4) プラットフォーマーが EMV3D セキュアサービスを利用して取り扱ったクレジットカードによるクレジットカード利用代金について、カード会社からチャージバックを受けたとしても、当社は一切責任を負わないこと。

#### 第 12 条 EMV3D セキュアサービスに関する免責

1. プラットフォーマーは自己の責任と負担で EMV3D セキュアサービスを利用するものとし、万が一、EMV3D セキュアサービスの利用により購入者との間で紛議が生じた場合であっても、プラットフォーマー及び PF 加盟店と当該購入者との間で解決するものとし、当社及びカード会社に一切迷惑をかけないものとします。但し、当社及びカード会社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではないものとします。
2. プラットフォーマーは、EMV3D セキュアサービスの利用が、本規約に基づくクレジットカード利用代金の返還請求等の行為に何らの制限を与えるものではないことを、予め異議なく承諾するものとします。

#### 第 13 条 禁止行為

プラットフォーマーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

1. 本サービスを当社のサービスと競合するサービスのために使用する行為
2. 資金洗浄（マネーロンダリング）、その他犯罪による収益の移転防止に関する法律に違反する行為
3. 本サービスを送金目的で使用する行為
4. ねずみ講、マルチ商法等に本サービスを使用する行為
5. PF 加盟店において有効なクレジットカードを利用した購入者に対し、そ

- の取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、現金販売と異なる代金を請求する等、カードの円滑な使用を妨げる行為
6. 当社、購入者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
  7. 本サービス又は本サービスについて逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをしたり、その他の方法でソースコードを解読したりする行為
  8. 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
  9. 法令又は当社若しくはプラットフォーマーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為
  10. コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
  11. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
  12. 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスに関連して送信する行為
  13. 当社による本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
  14. その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第 14 条 本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、プラットフォーマーに事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はプラットフォーマーに事前に通知するものとします。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきプラットフォーマーに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第 15 条 情報の保存

当社は、プラットフォーマーが送受信した情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、当社は本条に基づき当社が行った措置に基づきプラットフォーマーに生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 16 条 ダウンロード等についての注意事項

プラットフォーマーは、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、ダウンロードその他の方法によりデータ等をプラットフォーマーのコンピューター等にインストールする場合には、プラットフォーマーが保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社はプラットフォーマーに発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

## 第 17 条 権利帰属

本サービス及びプラットフォーマーが本サービスを通じて利用することができる本サービス上の情報（購入者の情報を含みますがこれに限られません。以下「本情報」といいます。）に関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービス及び本情報の利用許諾は、本規約に定めのない本サービス及び本情報に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。プラットフォーマーは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

## 第 18 条 商標

当社及びプラットフォーマーは、相互に、相手方が承諾する態様において、相手方が保有する商標、ロゴ等を使用することができるものとします。

## 第 19 条 契約解除

1. 当社は、プラットフォーマーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、プラットフォーマーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約又は提携事業者が定める規約、約款等に基づく契約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 提携事業者から要請があった場合
  - (3) プラットフォーマーが当社に提供した情報に虚偽の事実があると判明した場合
  - (4) プラットフォーマーが当社と競合するサービスを提供していると当社が判断した場合
  - (5) 当社、購入者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - (6) 手段の如何を問わず、本サービスの提供を妨害した場合
  - (7) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (8) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - (9) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (10) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (11) 6ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
  - (12) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合

(13) その他、当社が加盟店として適当でないと判断した場合

2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりプラットフォーマーに生じた損害について一切の責任を負いません。
3. 当社及びプラットフォーマーは、30日前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、利用契約を将来に向かって解除することができます。
4. 本条に基づき利用契約が解除された場合、プラットフォーマーは、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

## 第 20 条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービス及び本情報につき、正確性、有用性、適法性、瑕疵の不存在、セキュリティ、特定目的への適合性、権利侵害の不存在その他一切の事項について如何なる保証も行うものではありません。また、当社は、本サービス及び本情報の修正又は改良義務を負わないものとします。
2. プラットフォーマーは、本サービス及び本情報を利用することが、プラットフォーマーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、プラットフォーマーによる本サービス及び本情報の利用が、プラットフォーマーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 本サービス、本情報又はプラットフォーマーが運営するウェブサイト、アプリケーション又はサービスで、申込フォームにて特定されたもの（以下「対象サイト等」といいます。）に関するプラットフォーマーと PF 加盟店及び購入者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、プラットフォーマー及び PF 加盟店の責任において処理及び

解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

4. 当社は、当社による本サービス及び本情報の提供の中止、停止、終了、利用不能又は変更、プラットフォーマーのメッセージ又は情報の削除又は消失、利用契約の解除、本サービス及び本情報の利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービス及び本情報に関連してプラットフォーマーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
5. 当社は、当社と提携している事業者が提供するサービスの不備等に起因してプラットフォーマーに発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 21 条 紛争処理、損害賠償及び違約金

1. プラットフォーマーは、本規約に違反することにより、又は本サービス若しくは本情報の利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. プラットフォーマーが、本サービス、本情報又は対象サイト等に関連してPF加盟店、購入者、提携事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、プラットフォーマー及びPF加盟店の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
3. プラットフォーマーによる本サービス若しくは本情報の利用又は対象サイト等における本情報の利用に関連して、当社が、提携事業者、PF加盟店、購入者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、プラットフォーマーは当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。
4. 当社は、本サービス、本情報又は対象サイト等に関連してプラットフォー

マーが被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、何らかの理由により当社がプラットフォーマーに対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、過去 1 ヶ月に当社が現実に受領した利用料金の総額（消費税が発生する場合は消費税を含んだ金額を意味します。）を上限とします。但し、当社に故意又は重過失がある場合は除きます。

## 第 22 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、プラットフォーマーが、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報（購入者に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項により定義される個人情報を意味するものとします。以下、同じです。）その他の情報を含みますが、これに限られません。）を意味します。本情報は、当社の秘密情報に含まれるものとします。但し、本情報以外の情報について、以下の各号に該当する場合には、個人情報を除き秘密情報から除外するものとします。
  - (1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
  - (2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
  - (5) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. プラットフォーマーは、秘密情報を利用契約に基づく本サービス及び本情報の利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めに拘わらず、プラットフォーマーは、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができるもの

とします。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

4. プラットフォーマーは、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
5. プラットフォーマーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

### 第23条 個人情報

当社は、プラットフォーマー及びPF加盟店の個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、プラットフォーマーはこれに予め同意するものとします。

### 第24条 PCI DSS の遵守

当社は、購入者のクレジットカードに関する情報を保存、処理又は送信する場合には、PCI DSS の要件を遵守するものとします。

### 第25条 有効期間

利用契約は、利用契約が成立した日に開始するものとし、利用契約が解除された日又は本サービスの提供が終了した日まで、当社とプラットフォーマーとの間で有効に存続するものとします。

### 第26条 本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約を、プラットフォーマー及びPF加盟店の事前の承諾なく変更できるものとします。

3. 本規約の変更について、当社がホームページ等で本規約を変更する旨及び変更内容並びにその効力発生時期を公表し、又はこれらをプラットフォーマーに通知した後、当該効力発生時期が到来したときに、プラットフォーマーは、当該変更内容を承認したものとみなされます。
4. 当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約を変更できるものとします。当社は、PAY.JP 加盟店利用規約及び PAY.JP Platform (Marketplace) 加盟店利用規約を変更した場合には、プラットフォーマーに対し、PF 加盟店に対して当該規約を変更した旨を通知するよう依頼することができるものとし、プラットフォーマーが当社から当該依頼をされた場合、プラットフォーマーは、PF 加盟店に対し、当社から依頼された内容で当該規約を変更した旨を通知する義務を負います。当該通知を怠ったことにより PF 加盟店と当社、プラットフォーマーその他の第三者と紛争が生じた場合、プラットフォーマーの費用と責任において解決するものとします。

## 第 27 条 連絡/通知

本サービスの利用に関する問い合わせその他プラットフォーマーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からプラットフォーマーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

## 第 28 条 本規約に基づく権利義務等の譲渡等

1. プラットフォーマーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにプラットフォーマーの情報その他のプラットフォーマーの情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、プラットフォーマーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転

するあらゆる場合を含むものとします。

## 第 29 条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社とプラットフォーマーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社とプラットフォーマーとの事前の合意、表明及び了解に優先します。

## 第 30 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びプラットフォーマーは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

## 第 31 条 存続規定

利用契約の終了後も、本規約中、その性質上存続すべき条項（当社の免責について定めた条項を含みますがこれに限られません。）は有効に存続するものとします。

## 第 32 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 33 条 協議解決

当社及びプラットフォーマーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

2024 年 1 月 1 日 最終改定